

内容見本 (B5判縮小)

第5章 支援系サービス 第1節 実施基準・運営

サービスの実施基準や運営、報酬算定の解釈等に関する疑問点を掲げています。

○運営に関する基準（サービス等の提供・記録等）

- Q** 利用者の状況を把握するためのアセスメント様式は、決められた書式を用いて行うか。
- A** アセスメント様式については、指定されたものではなく、事業所ごとで使用される書式を活用することになるが、利用者から得られた情報が偏ることのないよう記述できる様式がふさわしい。

1 利用者の心身の状況等の把握（アセスメント）と関係機関との連携
指定地域移行支援事業者は、地域移行支援を行うに当たって、生活環境、地域生活に必要な保険医療サービス等と連携しなければなりません（地域相談支援運営基準12）。また、支援対象者の家族関係、地域とのつながりを重視しながら、市町村指定障害福祉サービス事業所、保険医療サービス、インフォーマルサービスに関する者等との関係を深め、利用者の意向に沿った地域移行支援の提供を行います（地域相談支援運営基準13）。

Qに対する回答を簡潔にまとめています。
基準の内容や適用時の解釈を、法令や通知、厚生労働省Q&A等に基づいて2頁程度で解説しています。

2 身分を証する書類の携行
指定地域移行支援事業者は、利用者が安心して地域移行支援の利用ができるよう指定地域移行支援従事者に事業所の名称や従事者の氏名等が記載された身分証を携行させることとしています。初回訪問時や利用者その家族から求められたときは、自身の所属等の紹介とともに、併せて身分証を提示します（地域相談支援運営基準14、平24・3・30障発0330第21 第二 2(8)）。

第5章 支援系サービス 第1節 実施基準・運営

MEMO
適宜、設問に関する業務上の知識や留意事項、実務におけるノウハウなどを解説しています。

■関係機関との連絡調整
指定地域移行支援を提供するに当たっては、市町村、指定障害福祉サービス事業者等と、利用者が退院又は退所後の地域生活における関係機関との連絡調整等を行うこととなります（地域相談支援運営基準24、平24・3・30障発0330第21 第二 2(8)）。

第3章 日中活動系サービス 第1節

第12 トラブル・苦情等への対応

○利用者の家族から「施設の行事に参加させてもらえない」という苦情を受けた場合の対応

- Q** 施設入所中の利用者の家族から、「楽しみにしていた施設の行事である一泊旅行の参加を、施設側が本人や家族に一度の相談・説明もなく、不参加と決定したことについて不満がある」と苦情の相談が苦情受付担当者であった。この場合、どのように対応すべきか。
- A** 苦情受付担当者は、まず行事担当職員が不参加と判断した理由について確認する。そのうえで、その結果を苦情解決責任者に報告し、施設側が不参加と判断した理由が適切であったかどうかの検討を行う。検討の結果、利用者や家族に対する行事参加の事前の確認を怠っていたのであれば、苦情受付担当者は、苦情解決責任者同席のもと、

「トラブル・苦情等への対応」では、苦情・事故案件への対応や再発予防のポイントを、官公庁の公表情報や判例などを踏まえて解説しています。

わかりやすい 障害福祉サービスの実務

★本書は、経済的な加除（さしかえ）式書籍です。
●法令改正などに対応して発行される追録（低価格）をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
●さしかえしない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスを受けられます。

第3章 日中活動系サービス 第2節 報酬の算定

第11 放課後等デイサービス給付費

○放課後等デイサービス給付費の報酬の単位数

1 基本部分の単位数				
① 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合	(1) 区分 1の1	① 定員10人以下 ② 定員11人以上20人以下 ③ 定員21人以上	656単位 440単位 331単位	
	(2) 区分 1の2	① 定員10人以下 ② 定員11人以上20人以下 ③ 定員21人以上	645単位 431単位 324単位	
	(3) 区分 2の1	① 定員10人以下 ② 定員11人以上20人以下 ③ 定員21人以上	609単位 405単位 304単位	
(4) 区分 2の2	① 定員10人以下 ② 定員11人以上20人以下 ③ 定員21人以上	596単位 396単位 297単位		
	② 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合	(1) 区分 1	① 定員10人以下 ② 定員11人以上20人以下 ③ 定員21人以上	787単位 529単位 410単位
		(2) 区分 2	① 定員10人以下 ② 定員11人以上20人以下 ③ 定員21人以上	726単位 483単位 374単位
③① 重症心身障害児に授業終了後に行う場合		① 定員5人 ② 定員6人 ③ 定員7人 ④ 定員8人 ⑤ 定員9人	1,744単位 1,458単位 1,255単位 1,101単位 982単位	

「報酬の算定」の各項目冒頭に、サービスの報酬単位数の表を掲げています。

加算・減算の項目名を掲げ、適用対象となるサービス名を示しています。

◆医療連携体制加算

適用 [短期入所、重度障害者等包括支援、生活訓練、就労移行支援(I)・(II)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイ、宿泊型自立訓練]

医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者であった場合に評価を行うものです。

加算・減算の要件や留意事項を解説しています。

◆医療連携体制加算の要件◆

医療連携体制加算(I)	医療連携体制加算(II)	医療連携体制加算(III)
医療機関等との連携により、訪問した看護職員が看護の提供等を行った場合（対象者が1人の場合）①⑤	医療機関等との連携により、訪問した看護職員が看護の提供等を行った場合（対象者が2人～8人の場合）②⑥	医療機関等との連携により、訪問した看護職員が介護職員等に療の吸引等に係る指導のみを行った場合（看護職員1人1日当たり）③
医療連携体制加算(IV)		医療連携体制加算(V)
介護職員等が看護職員の指導の下、療の吸引等に係る指導等を実施した場合の支援体制を評価して算定（利用者1人1日当たり）④		日常的な健康管理、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している場合に算定⑤
医療機関等と看護職員の訪問について文書による契約が必要です。医療機関等の「等」に		

わかりやすい

障害福祉サービスの実務

編集 障害福祉サービス実務研究会

【代表】 柳田 正明（山梨県立大学 人間福祉学部 教授）



- ◆複雑な制度が容易にわかる！
難解な法令や通知、厚生労働省Q&Aを読み解き、実務上の取扱いを平易に解説しています。
- ◆利用者とのトラブルにも対応できる！
苦情・事故案件への対応や再発予防のノウハウも紹介しています。
- ◆「報酬の加算・減算」が探しやすい！
各サービス費の加算・減算項目を50音順に並べ、利用時の要件をまとめています。

加除式・B5判・全1巻・ケース付
総頁1,110頁
定価 12,100円（本体 11,000円）送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録（代金別途）と併せてご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。
(特許第3400925号)

WEBサイト

<https://www.sn-hoki.co.jp/>

0120-089-339
受付時間/8:30~17:00(土・日・祝日を除く)

E-mail eigy@sn-hoki.co.jp

新日本法規出版株式会社

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目4番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.7)649-1⑥

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1章 総則

- 第1 障害福祉サービスの概要
 - 改正障害者総合支援法(平成30年4月施行)のポイント
 - 共生型サービスのポイント
 - 障害福祉サービスの種類
 - 障害福祉サービスを実施できる事業者
 - 障害者支援施設を設置できる事業者
 - 障害福祉サービス等の利用の流れ
 - 障害福祉サービス等の利用契約
 - 障害福祉サービス等の利用者負担の仕組み
 - 障害福祉サービス事業者への報酬
 - 利用者負担の上限管理
- 第2 実施基準・運営
 - 事業者指定の単位
 - 障害者総合支援法に基づく用語の定義
 - 児童福祉法に基づく用語の定義
 - 事業者の一般原則
 - 障害福祉サービスにおける常勤要件の取扱い
 - 事業所職員の兼務の取扱い
 - 就労系サービスを行う事業所における利用者の個人番号の取得に関する取扱い
 - 障害者(児)に対する虐待を防止するための対応
 - 基準違反に対する指導監督及び指定の取消し

- 第3 報酬の算定
 - 1 共通の事項
 - 算定した費用の届出手続の取扱い
 - 端数処理・減算事由の取扱い
 - 2 障害者総合支援法に基づく報酬
 - 障害福祉サービスの報酬算定
 - 地域相談支援の報酬算定
 - 計画相談支援の報酬算定
 - サービスの適用・提供場所及び提供時間等の取扱い(障害者総合支援法)
 - 所定単位数の算定
 - 3 児童福祉法に基づく報酬
 - 通所支援の報酬算定
 - 入所支援の報酬算定
 - 障害児相談支援の報酬算定
 - サービスの適用・提供場所及び提供時間等の取扱い
 - 所定単位数の算定

第2章 訪問系サービス

- 第1節 実施基準・運営
 - 第1 居宅介護
 - 基本方針・サービスの概要
 - 従業者の員数・管理者の要件
 - 従業者になれる者の範囲
 - サービス提供責任者の配置基準
 - サービス提供責任者の資格要件
 - 居宅介護事業者が重度訪問介護等の事業を併せて行う場合の要件
 - 設備に関する基準
 - 運営に関する基準
 - 共生型障害福祉サービス(居宅介護)に関する基準(概要)
 - 基準該当障害福祉サービス(居宅介護)の場合
 - 第2 重度訪問介護
 - 基本方針・サービスの概要
 - 従業者の員数・管理者の要件(準用)
 - 従業者になれる者の範囲(準用)
 - サービス提供責任者の配置基準(準用)
 - サービス提供責任者の資格要件(準用)
 - 設備に関する基準(準用)
 - 運営に関する基準(準用)
 - 共生型障害福祉サービス(重度訪問介護)に関する基準(概要)
 - 基準該当障害福祉サービス(重度訪問介護)の場合(準用)
 - 第3 同行援護
 - 基本方針・サービスの概要
 - 従業者の員数・管理者の要件(準用)
 - 従業者になれる者の範囲(準用)
 - サービス提供責任者の配置基準(準用)
 - サービス提供責任者の資格要件(準用)
 - 設備に関する基準(準用)
 - 運営に関する基準(準用)
 - 基準該当障害福祉サービス(同行援護)の取扱い
 - 第4 行動援護
 - 基本方針・サービスの概要
 - 従業者の員数・管理者の要件(準用)
 - 従業者になれる者の範囲(準用)
 - サービス提供責任者の配置基準(準用)
 - サービス提供責任者の資格要件(準用)
 - 設備に関する基準(準用)
 - 運営に関する基準(準用)
 - 基準該当障害福祉サービス(行動援護)の場合(準用)
 - 第5 短期入所
 - 基本方針・サービスの概要
 - 従業者の員数・管理者の要件
 - 設備に関する基準
 - 運営に関する基準(概要)
 - 共生型障害福祉サービス(短期入所)に関する基準(概要)
 - 第6 重度障害者等包括支援
 - 基本方針・サービスの概要
 - 従業者の員数・サービス提供責任者の要件
 - 設備に関する基準(準用)
 - 運営に関する基準(概要)
 - 共生型障害福祉サービス(包括支援)の取扱い
 - 第7 自立生活援助
 - 基本方針・サービスの概要
 - 人員・設備に関する基準(概要)
 - 運営に関する基準(概要)
 - 第8 居宅訪問型児童発達支援
 - 基本方針・サービスの概要
 - 人員・設備に関する基準(概要)
 - 運営に関する基準(概要)
 - 第9 保育所等訪問支援
 - 基本方針・サービスの概要
 - 人員に関する基準
 - 設備に関する基準
 - 運営に関する基準
 - 第10 トラブル・苦情等への対応
 - 食事介助中の誤嚥事故に対するヘルパーの責任
 - ショートステイ利用中の死亡事故に対する施設側の責任
 - 同じヘルパーを要求された場合の対応

- 設備に関する基準(準用)
- 運営に関する基準(準用)
- 基準該当障害福祉サービス(行動援護)の場合(準用)
- 第5 短期入所
 - 基本方針・サービスの概要
 - 従業者の員数・管理者の要件
 - 設備に関する基準
 - 運営に関する基準(概要)
 - 共生型障害福祉サービス(短期入所)に関する基準(概要)
 - 基準該当障害福祉サービス(短期入所)の取扱い
- 第6 重度障害者等包括支援
 - 基本方針・サービスの概要
 - 従業者の員数・サービス提供責任者の要件
 - 設備に関する基準(準用)
 - 運営に関する基準(概要)
 - 基準該当障害福祉サービス(包括支援)の取扱い
- 第7 自立生活援助
 - 基本方針・サービスの概要
 - 人員・設備に関する基準(概要)
 - 運営に関する基準(概要)
- 第8 居宅訪問型児童発達支援
 - 基本方針・サービスの概要
 - 人員・設備に関する基準(概要)
 - 運営に関する基準(概要)
- 第9 保育所等訪問支援
 - 基本方針・サービスの概要
 - 人員に関する基準
 - 設備に関する基準
 - 運営に関する基準
- 第10 トラブル・苦情等への対応
 - 食事介助中の誤嚥事故に対するヘルパーの責任
 - ショートステイ利用中の死亡事故に対する施設側の責任
 - 同じヘルパーを要求された場合の対応

第3章 日中活動系サービス

- 第1節 実施基準・運営
 - 第1 療養介護
 - 基本方針・サービスの概要

- 従業者の員数・管理者の要件
- サービスの提供単位
- サービス管理責任者の兼務
- 設備に関する基準
- 運営に関する基準(準用)
- 第2 生活介護
 - 基本方針・サービスの概要
 - 従業者の員数・管理者の要件
 - サービス管理責任者の兼務
 - 設備に関する基準
 - 運営に関する基準
 - 共生型障害福祉サービス(生活介護)に関する基準(概要)
- 第3 自立訓練(機能訓練)
 - 基本方針・サービスの概要
 - 従業者の員数・管理者の要件
 - 設備に関する基準
 - 運営に関する基準
 - 基準該当障害福祉サービス(自立訓練(機能訓練))の取扱い
- 第4 自立訓練(生活訓練)
 - 基本方針・サービスの概要
 - 従業者の員数・管理者の要件
 - 設備に関する基準
 - 運営に関する基準
 - 共生型障害福祉サービス(自立訓練(生活訓練))に関する基準(概要)
- 第5 就労移行支援
 - 基本方針・サービスの概要
 - 従業者の員数・管理者の要件
 - 設備に関する基準(準用)
 - 運営に関する基準
 - 共生型障害福祉サービス(就労移行支援)の取扱い
- 第6 就労継続支援A型
 - 基本方針・サービスの概要
 - 従業者の員数・管理者の要件
 - 運営に関する基準
- 第7 就労継続支援B型
 - 基本方針・サービスの概要
 - 従業者の員数・管理者の要件(準用)
 - 設備に関する基準(準用)
 - 運営に関する基準(工賃)
 - 基準該当障害福祉サービス(就労継続支援B型)の取扱い
- 第8 就労定着支援
 - 基本方針・サービスの概要
 - 人員・設備に関する基準(概要)
 - 運営に関する基準(概要)
- 第9 児童発達支援
 - 基本方針・サービスの概要
 - 人員に関する基準(児童発達支援センターの場合)
 - 管理者の要件
 - 設備に関する基準
 - 運営に関する基準
 - 共生型障害児通所支援(児童発達支援)に関する基準(概要)
- 第10 医療型児童発達支援
 - 基本方針・サービスの概要
 - 人員に関する基準
 - 設備に関する基準
 - 運営に関する基準
 - 共生型障害児通所支援(児童発達支援)に関する基準(概要)
- 第11 放課後等デイサービス
 - 基本方針・サービスの概要
 - 人員に関する基準
 - 設備に関する基準
 - 運営に関する基準
 - 共生型障害児通所支援(放課後等デイサービス)に関する基準(概要)
- 第12 トラブル・苦情等への対応
 - 利用者や家族から「施設の行事に参加させてもらえない」という苦情を受けた場合の対応
 - 就労継続支援B型事業所の「連絡ノート(作業日誌)」の記載について苦情があったときの対応
 - 施設で遊んでいるときに転倒事故が起きた場合の対応

- 第2 生活介護サービス費
 - 生活介護サービス費の報酬の単位数
 - 生活介護サービス費の取扱い(概要)
 - 生活介護サービスの対象者の取扱い
 - 減算要件に該当する場合の取扱い
 - 「営業時間」に関する取扱い
- 第3 機能訓練サービス費
 - 機能訓練サービス費の報酬の単位数
 - 機能訓練サービス費の区分
 - 減算要件に該当する場合の取扱い
- 第4 生活訓練サービス費
 - 生活訓練サービス費の報酬の単位数
 - 生活訓練サービス費の区分
 - 減算要件に該当する場合の取扱い
- 第5 就労移行支援サービス費
 - 就労移行支援サービス費の報酬の単位数
 - 就労移行支援サービス費の取扱い
 - 就労移行支援サービス費の区分
 - 減算要件に該当する場合の取扱い
- 第6 就労継続支援A型サービス費
 - 就労継続支援A型サービス費の報酬の単位数
 - 就労継続支援A型サービス費の区分
 - 減算要件に該当する場合の取扱い
- 第7 就労継続支援B型サービス費
 - 就労継続支援B型サービス費の報酬の単位数
 - 就労継続支援B型サービス費の対象者の取扱い
 - 就労継続支援B型サービス費の区分
 - 減算要件に該当する場合の取扱い
- 第8 就労定着支援サービス費
 - 就労定着支援サービス費の報酬の単位数
 - 就労定着支援サービス費の取扱い(概要)
- 第9 児童発達支援給付費
 - 児童発達支援給付費の報酬の単位数
 - 児童発達支援給付費の区分
 - 所定単位数算定の取扱い(営業時間が6時間未満の場合)
- 第10 医療型児童発達支援給付費
 - 医療型児童発達支援給付費の報酬の単位数
 - 医療型児童発達支援給付費の取扱い(概要)
- 第11 放課後等デイサービス給付費
 - 放課後等デイサービス給付費の報酬の単位数
 - 放課後等デイサービス給付費の区分
 - 所定単位数算定の取扱い(定員超過及び営業時間が6時間未満の場合)

第4章 居住系サービス

- 第1節 実施基準・運営
 - 第1 指定障害者支援施設等
 - サービスの概要
 - 人員に関する基準
 - 設備に関する基準
 - 運営に関する基準
 - 第2 共同生活援助
 - 基本方針・サービスの概要
 - 設置に関する基準
 - 運営に関する基準
 - 日中サービス支援型指定共同生活援助(基本方針・サービスの概要)
 - 日中サービス支援型指定共同生活援助(人員に関する基準)
 - 日中サービス支援型指定共同生活援助(設備に関する基準)
 - 日中サービス支援型指定共同生活援助(運営に関する基準)
 - 外部サービス利用型指定共同生活援助の概要
 - 外部サービス利用型指定共同生活援助の人員に関する基準
 - 外部サービス利用型指定共同生活援助の設備に関する基準(準用)
 - 外部サービス利用型指定共同生活援助の運営に関する基準(準用)
 - 第3 福祉型障害児入所施設
 - サービスの概要
 - 人員に関する基準
 - 設備に関する基準
 - 運営に関する基準
 - 第4 医療型障害児入所施設
 - サービスの概要
 - 人員に関する基準
 - 設備に関する基準
 - 運営に関する基準
 - 第5 トラブル・苦情等への対応
 - 入所者が施設内で転倒した場合の職員の注意義務の範囲
 - 入所者が入浴中に溺死した場合の施設側の責任
 - 入所者が行方不明になった場合の施設側の責任

- 第2節 報酬の算定
 - 第1 施設入所支援サービス費
 - 施設入所支援サービス費の報酬の単位数
 - 施設入所支援サービスの対象者の取扱い
 - 減算要件に該当する場合の取扱い
 - 第2 共同生活援助サービス費
 - 共同生活援助サービス費の報酬の単位数
 - 共同生活援助サービスの対象者の取扱い
 - 共同生活援助サービス費の区分
 - 日中サービス支援型共同生活援助サービス費の区分
 - 外部サービス利用型共同生活援助サービス費の区分
 - 減算要件に該当する場合の取扱い
 - 受託居宅介護サービス費の取扱い
 - 第3 福祉型障害児入所施設給付費
 - 福祉型障害児入所施設給付費の報酬の単位数
 - 福祉型障害児入所施設給付費の取扱い(概要)
 - 第4 医療型障害児入所施設給付費
 - 医療型障害児入所施設給付費の報酬の単位数
 - 医療型障害児入所施設給付費の取扱い(概要)

第5章 支援系サービス

- 第1節 実施基準・運営
 - 第1 地域移行支援
 - 基本方針・サービスの概要
 - 従業者の員数・管理者の要件
 - 運営に関する基準
 - 第2 地域定着支援
 - 基本方針・サービスの概要
 - 従業者の員数・管理者の要件
 - 運営に関する基準(指定地域定着支援の取扱方針等)
 - 第3 計画相談支援
 - 基本方針・サービスの概要
 - 従業者の員数・管理者の要件
 - 運営に関する基準
 - 第4 障害児相談支援
 - 基本方針・サービスの概要
 - 従業者の員数・管理者の要件
 - 運営に関する基準
 - 第5 トラブル・苦情等への対応
 - サービス等利用計画案作成のためのアセスメント実施後に、計画相談支援の契約をしたいと申し出られたとき
 - 地域生活支援事業のみのサービス利用者から計画相談支援を利用したいと申し出られたとき
- 第2節 報酬の算定
 - 第1 地域移行支援サービス費
 - 地域移行支援サービス費の報酬の単位数
 - 地域移行支援サービス費の取扱い(概要)
 - 第2 地域定着支援サービス費
 - 地域定着支援サービス費の報酬の単位数
 - 地域定着支援サービス費の取扱い(概要)
 - 第3 計画相談支援費
 - 計画相談支援費の報酬の単位数
 - 計画相談支援費の取扱い
 - 第4 障害児相談支援費
 - 障害児相談支援費の報酬の単位数
 - 障害児相談支援費の取扱い

第6章 報酬の加算・減算

- 【い】◆移行準備支援体制加算 ◆移動介護加算
 - ◆医療的ケア対応支援加算
 - ◆医療・保育・教育機関等連携加算
 - ◆医療連携体制加算
- 【え】◆栄養士配置加算 ◆栄養マネジメント加算 ◆延長支援加算
- 【か】◆介護予防支援費重複減算 ◆開所時間減算
 - ◆喀痰吸引等支援体制加算 ◆家庭連携加算
 - ◆関係機関連携加算 ◆看護職員加配加算
 - ◆看護職員配置加算(自立訓練(生活訓練)事業等の場合)
 - ◆看護職員配置加算(福祉型障害児入所施設の場合)
- 【き】◆企業連携等調整特別加算
 - ◆帰宅時支援加算 ◆90日以上利用減算
 - ◆共生型サービス体制強化加算
 - ◆強度行動障害児特別支援加算
 - ◆強度行動障害者地域移行特別加算
 - ◆居宅介護支援事業所等連携加算
 - ◆居宅介護支援費重複減算
 - ◆緊急時対応加算
 - ◆緊急短期入所受入加算
 - ◆緊急短期入所体制確保加算

- 【け】◆終コ移行加算 ◆終コ維持加算
 - ◆欠席時対応加算
- 【こ】◆行動障害支援指導連携加算
 - ◆行動障害支援体制加算
 - ◆行動障害支援連携加算
 - ◆個別計画訓練支援加算
- 【さ】◆サービス管理責任者配置等加算
 - ◆サービス担当者会議実施加算
 - ◆サービス提供時モニタリング加算
 - ◆在宅時生活支援サービス加算
 - ◆支援計画シート等未作成減算
 - ◆視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
 - ◆自己評価結果等未公表減算
 - ◆施設外就労加算 ◆児童指導員等加配加算
 - ◆社会生活支援特別加算 ◆集中支援加算
 - ◆福祉型障害児入所施設給付費の報酬の単位数
 - ◆福祉型障害児入所施設給付費の取扱い(概要)
 - ◆重度障害児支援加算
 - ◆重度障害児・障害者対応支援加算
 - ◆重度障害者支援加算
 - ◆重度重複障害児加算
 - ◆就労移行支援体制加算
 - ◆就労定着支援体制加算
 - ◆就労定着実績体制加算
 - ◆障害福祉サービス体験利用加算
 - ◆障害福祉サービス体験利用支援加算
 - ◆小規模グループケア加算
 - ◆常勤看護職員等配置加算 ◆初回加算
 - ◆初期加算 ◆職業指導員加算
 - ◆食事提供加算 ◆食事提供体制加算
 - ◆職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算
 - ◆自立生活支援加算 ◆人員配置体制加算
 - ◆人工内耳装用児支援加算
 - ◆身体拘束廃止未実施減算
 - ◆心理担当職員配置加算
- 【せ】◆精神障害者支援体制加算
 - ◆精神障害者退院支援施設加算
 - ◆精神障害者地域移行特別加算
- 【そ】◆送迎加算
- 【た】◆退院・退所加算 ◆退院・退所月加算
 - ◆大規模減算 ◆大規模住居等減算
 - ◆体験宿泊加算 ◆体験宿泊支援加算
 - ◆短期滞在加算 ◆短期利用加算
 - ◆短時間利用減算 ◆単独型加算
- 【ち】◆地域移行加算
 - ◆地域移行支援体制強化加算
 - ◆地域生活移行個別支援特別加算
 - ◆地域生活支援拠点等相談強化加算
 - ◆地域体制強化共同支援加算
 - ◆長期帰宅時支援加算
 - ◆長期入院時支援特別加算
 - ◆賞金向上達成指導員配置加算
- 【つ】◆通勤訓練加算 ◆通勤者生活支援加算
 - ◆通所施設移行支援加算
- 【て】◆定員超過特別加算
- 【と】◆同行支援加算 ◆特定事業所加算
 - ◆特別支援加算 ◆特別重度支援加算
 - ◆特別地域加算
- 【に】◆日中支援加算 ◆入院・外泊時加算
 - ◆入院時支援特別加算
 - ◆入院時情報連携加算
 - ◆入院時特別支援加算
 - ◆入所時特別支援加算 ◆乳幼児加算
- 【ひ】◆標準利用期間超過減算
- 【ふ】◆福祉・介護職員処遇改善加算
 - ◆福祉・介護職員処遇改善特別加算
 - ◆福祉専門職員等連携加算
 - ◆福祉専門職員配置等加算
- 【ほ】◆保育・教育等移行支援加算
 - ◆保育職員加配加算 ◆訪問支援員特別加算
 - ◆訪問支援特別加算
- 【も】◆目標工賃達成指導員配置加算
- 【や】◆夜間看護体制加算 ◆夜間支援等体制加算
 - ◆夜間早期・深夜加算 ◆夜勤職員加配加算
 - ◆夜勤職員配置体制加算
- 【よ】◆要医療児者支援体制加算 ◆幼児加算
- 【り】◆リハビリテーション加算
 - ◆利用者負担上限額管理加算 ◆療養食加算

索引

○事項索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。